

第四十六回 参議院文教委員会會議録第三十二号

昭和三十九年六月十一日(木曜日)

午前十一時三十一分開会

事務局側
常任委員 工業 英司君
会専門員

委員の異動

六月十日
二木 謙吾君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十一日
鈴木 万平君 補欠選任
坪山 徳弥君 久保 勘一君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

六月十日
鈴木 万平君 補欠選任
久保 勘一君 坪山 徳弥君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

○教育、文化及び学術に関する調査

(産炭地域における公立小中学校の

学級編制等に関する件)

○委員長(中野文門君) たいだいまより

文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたしま

す。六月十日、二木謙吾君、久保勘一

君が辞任され、その補欠として鈴木万

平君、坪山徳弥君が、本日、鈴木万平

君、坪山徳弥君、森田タマ君が辞任さ

れ、その補欠として二木謙吾君、久保

勘一君、鍋島直昭君が選任されまし

た。

○委員長(中野文門君) 理事の補欠互

選についておはかりいたします。

委員の異動に伴い理事に欠員を生じ

ましたので、その補欠互選を行ない

たいと思ひます。

互選は、投票の方法によらないで、

委員長にその指名を御一任願いたい

と存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中野文門君) 御異議ないと

認め、理事に二木謙吾君を指名いたし

ます。

○委員長(中野文門君) 学校教育法の

一部を改正する法律案を議題とし、前

回に引き続き質疑を行ないます。

御質疑のおありの方は順次御発言を

願ひます。

○小林武君 前回のときに質問をいた

しましたが、国立の短大の場合におい

ても、大学の教官の強化をするという

角度から、いろいろの点の配慮が必要

ではないかというようにも触れたと

思うわけでありまして。いろいろ短大側

の事情を調べてみましても、短大の教

官の充実のためには、最的な面でも質

的な面でも、やはりこれを向上させる

努力が必要でないか、このように思う

のであります。このことが、提案され

ました短大を恒久化する一つの大きな

ささえにもなるわけでありまして、

そういう意味でお尋ねをするわけであ

りますが、きょうはおもにその待遇と

申しましようか、賃金の問題について

若干お尋ねいたしたいわけでありま

す。短大が恒久化するということに

よって、給与表を新たにつくるという

ような、そういうふうなお考えはあり

ますか。

○政府委員(小林行雄君) 国立学校に

対しましては、四年制の大学の教官

も、また短期大学の教官も、これは同

じいわけの教(一)の適用職員になつてお

りまして、その間に差等はございませ

んので、特に短期大学と四年制の大学

とを別個に規定しなければならぬとい

うふうには現在のところ考えておりま

せん。

○小林武君 高専の給与表のことがあ

りますので、実はそういうことも何か

起こり得るといふような不安を感じる

わけでありましたので、たいだいまの質

問をしたわけでありまして。私はたい

まの御答弁にきわめて賛成なのであり

ます。別個のものをつくるというよう

なことは、やはりこの際やるべきでは

ない。逆に高等専門学校の場合も、こ

れはやはり相当考慮するのではない

か、このように考えております。そこ

で、若干これは短大という面からだけ

ではございませぬけれども、最近、大

学の教職員の給与の問題で非常に教官

の間に不満が高まっておるわけであり

ます。御承知でもありましようけれど

も、四月の中ごろには慶応大学の教職

員組合が二五%、平均約九千円の給与

の引き上げを要求してストライキを行

なった。早稲田大学が一五%、法政大

学が五月二十一日に同じく一五%プラ

ス三千円という要求を出して、これも

ストライキをやった、こういうような

例があるわけでありまして。大学のこ

う賃上げの要求というものは、今回

に関する限り全教官の賛成の上に行な

われたと言われておるわけでありま

す。私は短大その他大学を強化する

ということについては、やはり教官の待遇

をよくするということが必要だと思

うのであります。特に私立の場合を考

えますという、給与費を値上げする

ということは、直ちに授業料の値上げ

に通ずるわけでありまして。こういうこ

とを考えますという、一体、私立大

学に対してどう援助のしかたをして

いったらいいのか、どのような援助の

しかたをしたらいいのか、国家がこれ

に対してどう一体援助するかというこ

とを急速に立てなければならぬ問題

だと思ひわけでありまして。こういう点

については一体どういふお考えを文部省

としてはお持ちなのか。給与費の値上

げが直ちに授業料の値上げに通ずるよ

うな現状からいって、やはり私立大

学、ことに短大は私立が多いわけであ

りますから、そういう点を考えて、ど

う一体したらいいかというふうなこと

について御意見があったらひとつ承り

たいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 最近この私

立大学の教職員の待遇改善、これは昔

に比べますとかなり改善されてきてお

るようになっております。ことに教職

員の中で、上のほうの教授、助教授は

それほどでもございませぬが、講師以

下の比較的年齢の若い教職員に対する

待遇が漸次改善されてきておられる

というふうになっております。この待

遇改善の財源でございまして、これは

御承知のように、私立の高等教育機関

では大体その財政ワクの歳入の七〇%

以上を授業料に仰いでいるというのが

実情でございまして、したがって、教

職員の待遇改善をやれば必然的に授業

料のほうの検討もしなければならぬと

いうつながりがあるわけでありまして。

もちろん国といたしまして、この私立

の財政が非常に窮乏であるということ

も存じておりますし、国としての従来

からの援助の方策をさらに検討して、もちろん従来の方策としてのワクを上げていかなければならぬと思ひますが、しかし、直ちにこの経常的な経費にまで国として援助すべきかどうか、その点については慎重な検討を要すると思ひます。私立大学の中にも、そういった経常的な経費の援助よりは、むしろ施設、設備に対する援助の方策をさらに強化すべきであるというような意見もあるやに聞いておりますので、私大制度全体の問題に関連させて、今後、私学に対する国家援助の方策を慎重に検討したいと思つております。

○小林武君 大学当局ではどのような意見を述べているか、個別に当たったことはございませんけれども、施設、設備に対する経費というのは、これはある程度、私は大学側の意向としては、まあ現状でもう満足できるといふような状況にあると思ひます。ただいまお話しになりましたように、経常費の問題ですね、経常的な経費をどうするかという問題に手を触れないという、私はなかなかこの私立大学をどう援助していくかということでは、問題の解決にならないと思ひます。私はまあ若干、仲間と一緒に調べました例によりまして、大体いまの私立の大学に入るものというの、国民の階層からいへば、国立のいわゆる有名な大学へ入る階層よりか低いものが入つておる、この点では逆なんですね。金のかからない国立には、いわゆる階層的には上のものが入るといふような、こういうようなことになつておることを考えますと、やはりこの問題について、特にいわゆる文部省とし

て、短大の問題を含めて御検討をいただかなければならぬと思ひます。ただいまお話しがありましたように、給与費の七〇%以上が授業料によつておるといふような現状を考へますと、どうしても、これはやはり短大の振興という点から考へましても必要な事項だと思ひわけでありま

す。次にお尋ねいたしますが、教官の待遇の問題から見て、文部省として国立大学をやめた人が三百九十六人あるというふうなことを見たわけでありませけれども、その点については事実でございませうか。しかも、その三百九十六名の方はわりあい若い層がたゞさ

ありませうが、教授、助教授、講師、助手というふうに分けて、一、三十七年度にはほんとうにそれほどの数がやめたのかどうか、ひとつお答えを願ひたいわけでありませう。

○政府委員(小林行雄君) 詳細な資料を持ち合わせておりませんで、そのたゞいまお話しのごさいました三百九十六という数字が当たつておるかどうか確言いたしかねませうが、年々その程度の退職者があるわけでございます。これはその中に、いわば停年退職的なもののほかに、まだ停年以前のもの

ございまして、民間の研究機関なり、あるいは会社等に就職するために退職された方も入つておると思ひます。○小林武君 そこにその正確な資料をお持ちになつておらないというの、まことに残念なのでありますけれども、それはいづれわれわれに十分正確な資料を提供してもらいたいと思ひま

すが、私が調べたところによりまして、三百九十六人のうち、外国へ行ったものが三十七人、民間企業へ行ったものが三百五十九人、三百五十九人のうち、教授が五名ある、助教授が二十名、講師が五十名、助手が二百八十四名、私はこの点、この数字の上からこ

ういふような判断をしたのです。やはり問題だと思ひます。八〇%近いものが助手の人たちのやめておるといふことななです。講師の人が一四%、まあ、いま局長のおっしゃつた中に、停年でおやめになつた、停年近かつた

うのは教授その他に多い。助手にも相当数の方がおられるのはわかつておりますけれども、大体若い層がやめておる。ただし、いま三百五十九名のうち非常な大多数を占めておるのは理科系の人ななです。工業系の方々。文科はその中に十二名しかおられない。この

数字も相当問題だと思ひます。この数字も、こういう七九%のものが、これからは何といひませうか、大学を背負つて立つような若い層である。講師を入れば約八〇%をこえるものである。このことを一体どうお考えになるのか。私はこういうことではほんとうに

重視して、そしてこの面について非常な努力をはらつておるといふことを考へますと、日本の将来のためにこれは非常に問題があるのじやないか、このように考へるのです。この点では、やはりどうですか、問題はやはり給与にあるといふふうにお考えになりませ

んか。このやめていかれた方々、給与ばかりでもないと思ひますけれども、非常に多くのものは待遇の問題だといふふうにお考えになりませうか。○政府委員(小林行雄君) たゞいまお話しのごさいました大学の退職者の中で最も多い講師、助手の数字でございませうが、しかし、この数字の全部がいわゆる若手の方とは思つておりませ

ん。しかし、相当数がそういった方であるといふ推察はできるわけでございます。この原因でございませうが、たゞいまお話しのごさいましたように、一つには、と申しますか、一番大きなのは、やはり給与問題があると思ひま

す。この点につきましては、従来から、できるだけ大学の教職員につきましては、そういった若いクラスの講師、助手の待遇改善をいつたところでございませうが、まだ不十分でございませうので、この点については今後さらに努力をいたしたいと思ひます。なおあ

東京の国立の大学の助手から同じ都内にある私立の大学の助教授に、われわれからいへば榮転した。榮転したところが、ふところに入る金は二〇%減つたといふような事実があるわけだ。これは先ほど来のやはり私立の給与が問題なわけだ。しかし、かなり名の売れた大学ですと、給与、本俸だけ見れば大体そう違わないように思われませけれども、研究費その他いろいろなもの

を考へますと、相当の収入減になつて、この場合はやはり二〇%ぐらゐ減つておると、こういうことな

んであります。この点、やはり国立、私立ともかなりの対策といふものが必要ではないかと考へますので、今後の努力をひとつお願いを申し上げたい。

そこで、私はもう一つ、お尋ねしたいのですが、国立の大学の教官の不合理といふのは直せないかということが一つななです。それは、完全な階級制になつておる、この給与表を見ますと、完全な階級制になつておる、そして、いわゆる渡り等級制といふか、渡り等級制になつておらないのです。これは、一体それほど大学の場合に固執しなければならぬものかどうかということですね。私はいじ悪いことを言

また国立の試験研究機関の研究員、これはやはり渡り等級制が認められてい

る。課長でなくとも、役付きでないところの研究員でも、長い間勤めてお

る。大学だけはものすごくきびしく職階制を持ってやっているとどうい

のに、行政職の高級官僚の場合とか、あるいは研究職の場合には、国立の試

験所のような場合には認められておる渡り等級制が、どうして大学で認め

られないのか、こういう点についてどうですか、どういふあれを持ってお

形でまいつておるわけでございます。もちろん、現法の職階制に對しまし

て、いわば奉仕的にそういうった教授、助教、助手といったような資格を全

然考えずに、一つの通し号俸の一意表にしたらいじやないかという御意見

と違いますが。大学は特殊ですから特殊扱いをしなければならぬ、そうい

う論理が一体成り立ちますかどうか、これはちよつとおかしいと思う。それ

からあなたのお話の筋であるならば、国立の研究所あたりの研究員をどうし

ままの形で教授になるというわけにはまいらぬわけでございます。もちろん

年数に応じて講師は講師として給与の上進があるわけでございますけれど

も、それがそのままの講師の形のまま教授になるというようなことは認めて

おらないのです。人事院からは合法的な理由があると承りました。私は合法だとは思っておりませんが、何人かそういう聞きまされたけれども、何人かそういう渡り等級制によって上の等級に行っている方が、いわゆる渡り等級制というのには行政職の一等級、二等級、三等級の中にも相当ある、こういうことを聞いておるわけです。私はそのことを責めようと思わないのですけれども、ただ、そういうことが許されている、それからすでに文部省としては旧帝大の学長については特別の措置をとられている、こういう点から考えて、行政職や研究職、研究所が許されているのに、大学に許されないという理由は、あなたが幾ら説明したって私は説明にならないと思う。大学は特殊部落ですというようなことを言われるのは、これはとんでもない話だと思つて、大学の能率をどう高めるか、大学の使命であるところの学術、科学技術をどう一体高めるかというようなことを考えた場合、私はその立場に立つて逆に考えなければならぬのに、あなたがたそれは考へておらぬというのはおかしい。私はやはりこの大学の給与の不合理性、渡り等級制なるものを認めるというか、もっと一步を進めれば、私は職階制的な、完全な職階制でやるというところでは私は大学というのには発展しないように思つてます。文部大臣にちよつとお尋ねいたしますが、旧帝大の学長の扱いは給与上ああいうふうにしたのは、これはあれでありませんか、大学の教官の給与その他全般について何か手を打つという前提の上に立つてやられたことではないですか。また、

そういう必要が現在あるとはお考えになりませんか、いままでの質疑を通して。

○國務大臣(藤尾弘吉君) 先ほど来、大学関係の待遇に関する御質問を伺っておりまして、実は私にも非常に参考になつたわけでございます。一般的に申しまして、大学の教官等の給与を改善をするということの必要性は、私もあなたと同じように考へておるつもりでございます。まあ思い切つた何かというふうな気持ちもあるわけでございますが、しかし、一挙にそういうふうなことが実現し得るような状態にも今日ないと思つてますが、とにかく逐次教官の待遇等については私ども改善してまいりたいと思つておりますし、現在の状態に對しては決して十分とは考へておりません。大学の、ことに旧帝大の学長に對する給与の問題でございますが、これも旧帝大の学長の地位の重要性にかんがみまして特別な措置を講じているわけでありまして、一面において、こういうふうなやり方をいたすことによりまして、これを他の方面の給与の引き上げにも資していきたい、こういう心持ちもございまして、要するに、いまの教官の処遇というものにつきまして、私は決して満足し得べき状態とは思つておりません。できることならば、もっともつと改善することがあるのではないかとこの心持ちは持つております。その心持ちにおきましては小林さんとそれほど差異があるとは思わぬのでありますが、しかし、これを實現するということが、なかなかそう申してもそう簡単にはいかない。漸次ひとつ改善をしてまいりたい、こういうことを申し上げる以

外にはないのであります。なお、処遇の問題について、先ほど来きわめて専門的な御質問もございましたので、私にもたいへん参考になつた問題でございますので十分ひとつ検討させていただきますと思つております。

○小林武君 特に短大も、それから四年制の大学も、いわゆる大学の急増対策というふうなものにはやはり関連して、大学の教官というふうなものを量的にも質的にも相当高め、広めなければならぬということになるわけでありまして、私も、いまのような現状でございますが、私に、私は外国へ出て行く者がよけいあつたり、民間のあれに出ていくのが多かつたり、ある短大の例を聞きますという、一人の教官を失つたところが、何カ月たつてもまだんでそれを補充する見込みが立たない。ある試験場に行つて交渉してみたところが、大学へ行くならば民間に行きますというふうな、それに近いような返事であつたということでありまして、私はこれは当然といつてよろしいと思つております。しかも、そういうもの一番問題点は、何といつても、若い、何といつても、将来、大学を背負つて立つ助手とか、講師とかの若い層に非常に私はあると思つております。これは週刊誌をにぎわしたような問題にまでなつておる。ちよつとこれは埋蔵物文化財と同じですけれども、そういうあれに照らしてみても、実に大学の教授はトラックの運ちゃんよりか下なんだというふうな、そういうことで一体急増対策に對処できるのかどうかという点を考へまして、十分ひとつこの点については抜本的な対策を——私は当面

やるべきことは、とにかく渡り等級制を認めるべきだという考へ方、これならいつだってできる。大体、行政職が認めておつて、研究所が認めておるのに、何で大学だけ一体そういうことをがんに守らなければならぬのか。大学の特殊性なんていうことをどこから言われるのか。昔からあることですけれども、それこそ詰まつておれば五十九歳になつても教授になれない、学問的にはもう堂々たる日本の大家であつても、そういう方だつてたくさんあるわけでありまして、そういう点を考へても、この点は急速に解決しなければならぬ。できれば私は完全なる職階制のもとに大学の給与体系を置かなくていいことはやめるべきだ、このように考へておるわけでありまして、御検討をいただきたいと思つてます。

以上で私の質問は、きょうは終わります。

○委員長(中野文門君) 本法案に對する本日の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(中野文門君) 次に、教育、文化及び学術に関する調査中、産炭地域の公立小中学校の学級編制等に関する件を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。豊瀬君。

○豊瀬一君 まず最初に局長にお尋ねしますが、産炭地における教育の現状といふところ、炭鉱閉山、それによるところの市町村財政の貧困というものが教育にどう影響を与えておるかという点を文部省として調査したことがあれば、簡潔に報告を願いたいと思つてます。

○政府委員(福田繁君) 御質問に關しましては、産炭地の教育問題として、非常にいろいろ私どもとしてはあると思つておるわけでございまして、本年の二月の末に、大体おんな産炭地を視学官その他関係官を派遣いたしました調査したことがございまして、そのときの報告等を見ますと、各県によって多少の違いはあるわけでございまして、また、県の中でも特に教育問題としては産炭地特有の問題は考えられないところもあるようでございまして、しかし、特に私ども感じましたのは、その中でも一番ひどいと申しますか、福岡県などは特殊のいろいろの事情があるようでございまして、そういった点、やや調査の結果が出ておりますが、まあ通じまして全般的に申し上げますと、最近やはりそういう炭鉱の閉山等によりまして、いろいろ困難する家庭がふえてまいりました。それに伴ひまして、準要保護児童あるいは要保護児童等の関係のいわゆる就学奨励的の對象になり得べき児童生徒がふえてまいつた、こういうような傾向はここ数年見られるわけでございまして、最近、特にそういう問題があるように感じております。したが、やはり学校の面におきましては、学校組織の問題等も、それに伴ひましてかなり重要な問題として出てくるようでございまして、また、産炭地共通の問題として、いわゆる生徒児童の長欠の問題もあるようでございまして、しかし、これはまあ最近給食の普及等によりまして、それも一つの原因であると思つてますが、若干ずつ長欠生徒児童の率は

低下してきているという事情もござい
ます。その反面、また産炭地の生徒な
どにつきましてはいろいろ非行化の傾
向がある。そういう生徒などの非行問
題がクローズ・アップされてきている
ようでございます。そういった点でい
る問題がございませうけれども、特
にそういう生徒児童の就学についての
問題、あるいは学校の教育の場におき
まして、これをいろいろ他の学校と
同じように継続するにつきましては、
給食等の問題もございませうし、生徒児
童の非常に重要な問題として長欠の問
題がふえている。長欠非行化の問題等
が各地の学校に見られるようになって
ます。大体、簡単にございませうが、
そういう問題があるわけでございます。

○豊瀬一君 二月に調査された地域
ですね。福岡県はもちろんおいでに
なつたでしょうが、県はどういうとこ
ろですか。

○政府委員(福田繁君) 二月の二十四
日から月末にかけて、北海道、福
島県、山口県、福岡県、熊本県、長崎
県、佐賀県等の、一道六県にわたりま
して大体おもなところを概要視察して
まいつたわけでございます。

○豊瀬一君 その調査結果を集計し
て、文部省として新しい手だてとい
うか、施策というのか、立案されてお
りますか。

○政府委員(福田繁君) この調査の結
果に基づきまして、いろいろ私どもと
しても検討しなければならぬ問題が
あるわけでございます。ただ、三十九
年度予算はすでにきまつております
ので、今後、後年度の問題として予算
措置をしなければならぬ問題につき

ましては、これから予算編成の時期を
迎えますので、私どもとしては、十分そ
れに生かして得る点は生かしていき
たい、かように考えております。また、
今年度の予算の執行に当たりまして
も、そういう現地の事情等にできる限
り即したような予算の執行をしてまい
りたい、かように考えまして、まあ関
係の局課でいろいろ相談したこともご
ざいませう。

○豊瀬一君 大臣にお尋ねします
が、昭和三十四年、産炭地の急激な貧
困化の際に、本委員会では、国会中
で産炭地の視察を行いました。それに
基づいて、自民党の副委員長が本委員
会に報告いたしました。学校給食と応
急の手だてをした先例があるので、
いま局長の報告のように、全国の
産炭地が同一状況にないことは私も
よくわかりますが、この調査結果の
集約のいかんによつては、三十九年度
の予算が決定されてはおりますけれ
ども、事態によつては新たな財政的な
あるいは施策的な措置をする決意はあ
りますか。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 産炭地の問
題につきましては、いま局長が御報告
申し上げましたとおりのことござい
ますが、その地方のそれぞれ事態に
よつて、ことしの予算で何か措置
ができる、あるいは特別な考え方が
できるものについては、これはことし
の予算の運用によつてやつてまいら
うことはこれは可能であります。同
時に、問題としましては、明年度予算
の編成に際しまして、いまままで調べ
ましたような事情を十分勘案いたしま
して、予算編成の際に検討を加えてい

たいと、かように考えておる次第であ
ります。御質問の御趣旨が実はよくつ
かみかねておるわけでありますが、何
か特別な措置を講じなければならぬと
いうふうな事態が現実にあるといたし
ますならば、政府といたしましては
は、これに對しましてできるだけ善処
することはこれは当然のことだと思
います。

○豊瀬一君 時間が不足していま
すので非常に大まかな聞き方をしてお
るのですが、局長にお尋ねしますが、
たとえば、あなたも指摘されたよう
に、福岡の筑豊地帯の産炭地におい
ては、児童生徒の非行化というのが一つ
の特徴的な現象として出てきました
ね。そしてその非行の内容が非常に
非教育的ですね。教育的な非行とい
うのはあるはずがありませんけれども、
いわゆる青少年犯罪を逸脱した非行と
いうものがずいぶん見られておるわ
けですね。そして、それが何月何日に
こういう事件がありましたといったよ
うな週刊雑誌的なことではなくして、
それが日常の非行として起こつてお
るという事態ですね。こういう事態に
對しては、やはり三十九年度の予算が
すでにきまつておるから、次の年の
予算でそれに対する対策は考へるとい
うことではなくして、それが正確に把握
でき、その解決策というものが立て
られれば至急対策をすべきだと思
うのですが、産炭地の生徒児童の非
行実態というものを、先ほどの調査に
行つた人の報告の中には、具体的に件
数あるいは特に内容として出てきて
おりますか。

○政府委員(福田繁君) 福岡県に参り
ました視学官の調査によりますと、あ
まり詳しい数字ではございませぬが、
非行問題につきましては、各地区とも
年々増加してきておるようございま
す。もちろんこれは産炭地だけの特有
の問題ではなくて、いわゆる都市に最
近非常に多い原因をもちまして
非行がふえておることは御承知のと
りでございます。したがって、大きな
都市を含みます福岡県におきま
しては年々増加しておるようござい
ますが、福岡県のいわゆる少年事件と
して福岡県で検挙された数は、中学生
でございますが、これは一例でござ
いませぬが、中学校生徒の二・八%に当
る二千八百人に及んでおる。そのうち
特に多い地域は大牟田、直方、田
川、飯塚等であるということでも、や
はりそういう中学生をとりましても、そ
ういう検挙数など見ましても大牟田地
区あるいは筑豊の直方、田川、飯塚と
いうような地区が全般的に多いとい
うことは、これは数字が示しておるよ
うでございます。

○豊瀬一君 一つの特定の事件をあ
げて、だからたいへんだという言い方
きわめて不適当と思ひますが、私、筑
豊地帯の各町村別それぞれのカウン
サー担任の先生が取り扱った事件の生
徒非行の問題の具体的内容を携つて
いるんですが、概括しますと、女教師
の家訪問あるいは生活指導そのもの
が、すでに小学校の上級生に對しては
不可能になりつつあるということだ
ね。男子の先生がいつて行かなければ
できない、あるいは校長さんがいつて
行く。かなり年輩の女教師でも不安を
感じる。手が届かない状況になって
きた。それからもう一つは、そういう生
活貧困と非行による生活指導のために

正規の授業が非常に阻害されていると
いう事態ですね。いわゆる警察関係の
事件としては、あなたがあげられたと
おりの数字ですが、警察までいかない
で学校の中で処理した事件になると
もっと多くなつていますね。そういう
ことの指導のために一学級に四、五人
あるいは十人近い非行少年がいて、
ほとんどその補導のために、Aがき
ようやつた、あすはBがやる、そう
いう事件のために授業が行なわれてい
ない。こういう教師自身の負担過重の
問題と同時に、正規の授業が行ない得
ないような状態にある。それからあなた
の答弁の中にもありましたように、生活
保護、準要保護等の激増によつて、飯
手町なんかは一学級の七〇%近い数が
生保あるいは準要保護に該当してお
る。そのためにそういう生徒の生活指
導、あるいはいろいろな事務的な問題
を処理していくために、これまた教師
自身の負担過重と同時に授業にも差
つかえておる。こういう事態がい
ま一番ひどい時期にあるし、ある地域、
田川地方においては、これからひどく
なつていくこととしておるわけですね。
こういう事態に對してはやはり定数
法とか、あるいは現在の就学奨励の補
助限界とかこういったワケだけの問題
ではなくて、早急に手だてをしない
と、当該地域の教育が大きな不安とい
いますか、不安定な状態に置かれてお
るし、障害を生じておることも事実だ
と思つておる。こういう問題をもう
少し、その調査報告を具体的にまと
めてもらつて、四十九年度予算だけじゃ
なくして、いままし得ることは早急に
対策してもらいたいと思つたのですが、
先ほどの冒頭に聞きました調査報告に

○政府委員(福田繁君) 福岡県に参り
ました視学官の調査によりますと、あ
まり詳しい数字ではございませぬが、
非行問題につきましては、各地区とも
年々増加してきておるようございま
す。もちろんこれは産炭地だけの特有
の問題ではなくて、いわゆる都市に最
近非常に多い原因をもちまして
非行がふえておることは御承知のと
りでございます。したがって、大きな
都市を含みます福岡県におきま
しては年々増加しておるようござい
ますが、福岡県のいわゆる少年事件と
して福岡県で検挙された数は、中学生
でございますが、これは一例でござ
いませぬが、中学校生徒の二・八%に当
る二千八百人に及んでおる。そのうち
特に多い地域は大牟田、直方、田
川、飯塚等であるということでも、や
はりそういう中学生をとりましても、そ
ういう検挙数など見ましても大牟田地
区あるいは筑豊の直方、田川、飯塚と
いうような地区が全般的に多いとい
うことは、これは数字が示しておるよ
うでございます。

○豊瀬一君 一つの特定の事件をあ
げて、だからたいへんだという言い方
きわめて不適当と思ひますが、私、筑
豊地帯の各町村別それぞれのカウン
サー担任の先生が取り扱った事件の生
徒非行の問題の具体的内容を携つて
いるんですが、概括しますと、女教師
の家訪問あるいは生活指導そのもの
が、すでに小学校の上級生に對しては
不可能になりつつあるということだ
ね。男子の先生がいつて行かなければ
できない、あるいは校長さんがいつて
行く。かなり年輩の女教師でも不安を
感じる。手が届かない状況になって
きた。それからもう一つは、そういう生
活貧困と非行による生活指導のために

対する具体的な施策をいつごろまでに
まとめようとしておられますか。

○政府委員(福田繁君) 私ではそうい
う問題につきましては非常に憂慮して
あるわけでございます。したがって、
改善をできる事柄があれば、直ちにで
も実施をいたしたいという考え方で
おるわけでございますが、しかし、問題
は非常にやはり何と申しますか、根本
的ないろいろな問題があるわけござ
いますから、直ちにはできない事柄が
多いと思えます。したがって、やは
り来年度予算を待つて、就学奨励費
あるいは給食費等の十分の手当てをす
るとか、そういう問題はやはり予算問
題にならうかと思えます。そういう問
題はこれから検討してまいりたいと考
えております。ただいま御指摘にな
りましたように、福岡県としてはいろ
いろ特有な問題と申しますか、他の地域
よりもより深刻な問題があるようござ
います。そういう問題に対処するに
は、やはり生徒指導に力を入れてもら
う必要があるだろう。こういうふう
に考えまして、県のほうでも今年度の定
数のワクの中で、約五十人程度のいわ
ゆる生徒指導のための専任教育を置
いたようでございます。それについて
財源措置も、私どもは県と相談をして
やったわけでございます。また、そう
いう問題についてはどうしても指導主
事が不足でありますから、特に今年度
は福岡県に対して専任の指導主事
を六名ほど配置をしております。それ
らの配置される地域はまだ具体的に
きまっていないかと思えますけれど
も、できる限り産炭地に重点を置いて
やっってもらいたいと考えております。
また、教員がいろいろ生徒の指導に当

たりまして非常に手が足らない、忙し
いということもあるようございませ
うが、もちろんそういうことが実情であ
ろうと思えます。しかしながら、また
一面、調査したところによりまして、
この福岡県だけの問題かも知れませ
んが、保護事務等を学校に下ろしまし
て、かなり保護事務を学校で全般的に
引き受けてやっているとしよう実
情もわかっておるのでございます。し
たがって、これらの問題は、福祉
事務所と今後十分連携をとりまして、
できる限り学校の負担を軽くしてい
くということも、生徒指導のほうにもつ
と力を入れてもらう意味におきまし
て、必要なことではないかというよう
に考えております。こういう問題につ
いても、できる限り教育委員会と今後
相談をいたしまして善処してまいりた
いと考えております。問題は、そうい
う事柄を通じて、できる限り御指
摘のような事態がすみやかに解消され
ていくということを望んでいるわけ
でございます。

○豊瀬禎一君 大体、方向はわかりま
したが、産炭地全体の振興ということ
になると、これは文部省だけの問題で
なくて、それが抜本的な解決策である
と私も考えているわけですが、それは
おくといたしまして、同じ貧困とい
っても産炭地の場合は度合いが違いま
すね。豊を入れてやっても、その豊は
大体冬になりますと、一カ月もたな
いうちに燃料になってしましますし、
障子を張ってやっても、障子の骨もい
つのかたかたきぎになってしまってい
るし、そうして子供たちは、学校にい
く日には何曜日、何曜日はボタ拾い
に行つてそれで貸かせぎをやる。そう

いう児童のパーセンテージが非常に多
いわけで、学校教育の正常な運営とい
うものがかなり大きくいろいろな角度
から阻害されておるわけですが、教師
自身にもそのことが影響してきておる
のですが、何と申しても、やはりそう
でない生徒にも影響を与えておるとい
うことは重要な事態である。そういう
子供がおるために、警察から電話がか
かってくる、受付け持の先生が飛
び出していく、その間に、授業中に非
行化が進んでいく。校長さんは幾つか
いうことがあると思うのです。教頭も
そういう仕事を主にしておる、こうい
う状況をそのまま放置しておくと、他
の生徒に対する悪影響というものが三
十九年度の現象としてかなり出てきて
おるわけですが、この問題は……福岡に
行ったのは長田視学官ですね、かなり
詳しく説明しておるわけですが、この
当面の事態に対する対策を、次回には
もっと突っ込んでいただいたいと思
うのですがそれと同時に、北海道に
大牟田にいたしまして、特に北海道
は全体が大きいですが、いまは私の知
っている限りでは、北海道の産炭地の
状況は福岡の場合から三年ぐらいい
れておると思うのですが、昭和三十
五、六年ごろの状況が北海道にいま
あられてきておる。しかし、これは産
炭地振興の問題が的確に進んでい
けば、福岡のような状態にならないで救
済できる可能性があるのではないかと
思いますが、必ずしもそれは期待でき
ない問題もあるかと思うのです。だから北
海道は福岡に比べて度合いがやさしい
からということではなくして、福岡県で
炭鉱合理化の促進に従つて起こった教

育上の諸現象という先例があるのです
から、これを一つの素材として、他の
地域における合理化が進められてお
ることに對する事前の対策というもの
同時に検討され、考えておいていた
きたいと思つたのです。国の全般の大
きな教育の流れから見ますと、部
分的な問題であるけれども、極端に言
いますと、学校教育が行なわれていな
いといつてもいいような状態の学校も
なきにしもあらずですね。こういう点
に對しましては学級編制、教職員、そ
れから生徒に對する奨励の問題、す
べてが相まつていかないと、一つの施策
だけでは解決できなからうと思つた
のです。こういう問題に對しまして、も
う少し初中局で、調査報告に基づいて
対策を検討していただきたいと思
います。

時間がありませんので一応その程度
にしまして、次回にその対策等につ
きまして、もう少し掘り下げて質問し
たいと思つた。

○委員長(中野文門君) 本日の委員
会は、これをもちまして散会いたしま
す。

午後零時三十七分散会